

休日検針日の設定について

1 休日検針の目的

水道メーターの検針は、お客さま毎に水道局の営業日（土曜日・日曜日・祝日等を除く、水道局が営業を行っている日）単位で定例点検日を設定のうえ実施しています。このため、定例点検日は土曜日・日曜日・祝日等の関係で必ずしも前月と同じ日にはならず、また、1ヶ月の日数が異なることから各月の検針間隔にばらつきが生じます。

そこで、毎月の検針間隔が概ね一定となるよう、暦の都合や連続した休日により検針間隔が長くなる月には、休日（土曜日・日曜日・祝日）にも水道メーターの検針を実施することで、検針間隔の平準化に努め、お客さまの負担感の軽減を図ることとします。

2 検針間隔の平準化

1年を通じて、1ヶ月の日数が異なることを踏まえたうえで、30日を基準として考え、その1割にあたる3日を加算した33日を検針間隔の上限とし、33日を超える場合には、休日検針を実施することで検針間隔を33日以内とします。

なお、1月検針分については、年末年始の連続した休日が含まれるため、検針間隔の上限を34日とします。

ただし、休日に行わなければ当局の業務に重大な影響を及ぼす作業（システムの更新など）があることで、休日検針の実施が困難な場合には、この限りではありません。

3 休日検針日の設定方法

(1) 2月～12月

検針間隔が33日を超える場合は、その超過する日数分の休日検針日を設定します。

(2) 1月

検針間隔が34日を超える場合は、その超過する日数分の休日検針日を設定します。

なお、1月1日から1月3日までの三が日には、休日検針日を設定しないこととします。

(3) 上記2ただし書きに該当する場合

水道局の事業運営を踏まえた上で実施可能な休日検針日を設定します。

4 その他

地震・風水害による自然災害や大規模な事故等により定例点検日に検針できない場合については、本取扱いの対象外とします。